

改定後の料金表の適用時期

新料金は令和5年4月1日から施行しますが、以下のとおり令和5年5月又は6月にお支払いいただく水道料金から新料金を適用します。

●奇数月3日検針の場合

年月	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月
検針	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	
支払		3月末支払 2月分: 現料金 3月分: 現料金		5月末支払 4月分: 現料金 5月分: 新料金		7月末支払 6月分: 新料金 7月分: 新料金	

※3/4～5/3の使用水量を1/2し、1か月分の水量として計算

●偶数月3日検針の場合

年月	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月
検針	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分
支払			4月末支払 3月分: 現料金 4月分: 現料金		6月末支払 5月分: 新料金 6月分: 新料金		8月末支払 7月分: 新料金 8月分: 新料金